

## 現場代理人常駐義務及び技術者の配置要件の緩和について

本市発注の工事に関する現場代理人の常駐義務の要件及び技術者の配置要件を、令和2年4月1日公告の案件から下記のとおり緩和します。

### 1. 現場代理人について

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が1件あたり3,500万円未満の工事（単価契約によるものを除く。）の契約を締結する際、次の要件をすべて満たす場合は、現場代理人を2件まで兼任することができます。ただし、予め入札公告において兼任を認めないとした入札案件及び兼任を認めることが適当でないと判断した場合はこの限りではありません。

- ①兼任するすべての案件が契約金額1件3,500万円未満であること。
- ②兼任しようとする工事が、すべて伊丹市（公営企業発注のものを含む）発注の工事であること。
- ③工事場所がすべて伊丹市内であること。
- ④既に契約を締結している工事で現場代理人の兼任をしていないこと。
- ⑤兼任する工事現場のいずれかに常駐していること。
- ⑥携帯電話等にて工事担当課との連絡体制が確保されていること。
- ⑦必要に応じて現場代理人の代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の運営、取締りに支障を生じさせないこと。

### 2. 配置予定技術者について

契約金額が3,500万円（建築一式工事については7,000万円）未満の工事については、建設業法の規定のとおり兼任可能とします。建設業法を順守の上適切に配置してください。ただし、予め入札公告において兼任を認めないとした入札案件及び兼任を認めることが適当でないと判断した場合はこの限りではありません。

なお、単価契約工事についてはこれまで同様、専任とする必要はありません。